

2026 年 8 月 7 日

株主各位

東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026 年 7 月 24 日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 第 1 種優先株式 5,450 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき金 1,788 円
※ 2026 年 7 月 23 日の東京証券取引所プライム市場における当社第 1 種優先株式の終値 |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 当社子会社の取締役兼務執行役員、及び執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）：
当社子会社の取締役会の決議に基づき、当社子会社の取締役兼務執行役員、及び執行役員を兼務しない取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）12 名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金 7,509,600 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 1,788 円）を現物出資の目的とする。

当社子会社の取締役を兼務しない執行役員：
当社子会社の取締役会の決議に基づき、当社子会社の取締役を兼務しない執行役員 5 名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金 2,235,000 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 1,788 円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 払込期日 | 2026 年 8 月 21 日 |

以上